

国立産業財産機関 (チリ) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 CL. I
国内段階移行様式	附属書 CL. II

略語のリスト

国内官庁：	国立産業財産機関（チリ）
PL：	2005年法律第19.996号，2007年法律第20.160号，2012年法律第20.569号，及び 2021年法律第21.355号で改正された，産業財産法第19.039号
PR：	産業財産法第19.039号に基づく規則
UTM：	月間課税単位（Unidad Tributaria Mensual）

指定（又は選択）官庁 CL	国立産業財産機関 (チリ) 国内段階に入るための要件の概要	概要 CL
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「故意ではない」及び「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	CLP 350,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認める	
国内手数料	通貨：チリ・ペソ（CLP） 特許： 出願手数料 …………… UTM ² 1 のCLP相当額 実用新案： 出願手数料 …………… UTM ² 1 のCLP相当額	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に手数料を支払わなければならない。

2 UTMは「月間課税単位 (*Unidad Tributaria Mensual*)」を意味する。CLPとUTMの換算レートは毎月更新され、<http://www.sii.cl> で確認することができる。

CL	国立産業財産機関（チリ）（続き）	CL
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	<p>発明者の氏名及び住所が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{3,4}</p> <p>国際出願日の後に発明者の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類</p> <p>出願人が発明について権利を有する旨を正当化する説明^{3,4}</p> <p>出願人の優先権を正当化する説明^{3,4}</p> <p>国際出願の翻訳文2通⁴</p> <p>代理人を選任する場合には委任状</p>	
誰が代理人として行為できるか？	チリに居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

手 数 料

(通貨：チリ・ペソ(CLP))

特 許

最初の80頁までの出願手数料	UTM ¹	1	のCLP相当額	
最初の80頁を超える追加の20頁ごとの補充手数料	UTM ¹	1	のCLP相当額	
公開手数料 (推定費用) ²				12,000
審査手数料				697,000
審査手数料－INAPIがISA又はIPEAであり請求の範囲すべてが第118条(3)の要件を満たす場合				348,500
維持手数料				
第1年度から第10年度について	UTM ¹	3	のCLP相当額	
第11年度から第20年度について	UTM ¹	4	のCLP相当額	
又は各年についての年金支払形式	UTM ¹	0.4	のCLP相当額	
権利回復手数料				350,000

実用新案

最初の80頁までの出願手数料	UTM ¹	1	のCLP相当額	
最初の80頁を超える追加の20頁ごとの補充手数料	UTM ¹	1	のCLP相当額	
公開手数料 (推定費用) ²				12,000
審査手数料				506,000
審査手数料－INAPIがISA又はIPEAであり請求の範囲すべてが第118条(3)の要件を満たす場合				253,000
維持手数料				
第1年度から第5年度について	UTM ¹	1	のCLP相当額	
第6年度から第10年度について	UTM ¹	2	のCLP相当額	
又は各年についての年金支払形式	UTM ¹	0.4	のCLP相当額	

手数料の支払方法

手数料は、チリ・ペソ建てで支払う。すべての手数料の支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料の支払は <http://www.inapi.cl> から入手可能な様式10「Ingresos Fiscales Pagos Directos」を使用して、小切手又は現金で行うべきである。公開手数料は Dr. Torres Boonen 511, Providencia, Santiago, Chile の「Diario Oficial」宛に小切手又は現金で支払うべきである。公開手数料は <http://www.diariooficial.interior.gob.cl> のDiario Oficialウェブサイトからのオンライン支払も可能である。審査手数料は「Instituto Nacional de Propiedad Industrial - Peritos」宛、口座番号 000-0-0900122-1, BancoEstado, Alameda No. 1111, Santiago, Chileに支払うべきである。出願及び審査手数料は、INAPIのウェブサイト <http://www.inapi.cl> から電子的に支払うこともできる。

1 UTMは「月間課税単位」を意味する。CLPとUTMの換算レートは毎月更新され、<http://www.sii.cl> で確認することができる。

2 この額は公告の内容によって異なり、「官報 (Diario Oficial)」で定める。